

5分で  
わかる！



地方公共団体向け  
食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業  
申請の手引き

脱炭素ライフスタイル推進室



# 事業の目的と性格

消費ベースで見ると、我が国のライフスタイル温室効果ガス排出量の約6割が衣食住を中心とした家計関連であり、2030年46%削減、家庭部門66%削減に向け、脱炭素型のライフスタイルへの転換が必須となっています。また、循環経済の観点からは、循環基本計画等に定める2030年食品ロス半減、ワンウェイプラスチック25%排出抑制等の目標達成が必要となっています。2030年までにいずれも大幅な削減が求められており、ライフスタイル転換施策の強度を格段に上げる必要があります。

このような行動変容を促すため、本補助事業では、脱炭素・循環型ライフスタイルへの転換を促す環境配慮製品・サービスの選択等の消費者の環境配慮行動に対し、**新たにグリーンライフ・ポイントを発行しようとする企業や地域等の取組を、企画・開発・調整等の費用補助により支援することにより**、ポイント発行の仕組みを一気に拡大していくことを目指しています。

これにより**脱炭素・循環型のライフスタイルへの転換を加速するとともに、環境配慮製品・サービスの市場拡大を通じたコロナ禍からのグリーンリカバリー、地方活性化を促進していくこと**としています。

# 対象事業

## ① 全国規模事業

環境配慮製品・サービスの選択等の消費者の環境配慮行動に対して新たにポイントを発行するために必要となる企画・開発・調整等を行う事業であって、**申請対象者が二以上の都道府県内でポイントを発行する事業**（電子商取引の場合は購入者の所在地が二以上の都道府県にまたがる事業）。

※補助事業期間（令和5年2月28日まで）中に二以上の都道府県内でポイントを発行する事業

## ② 地域規模事業

環境配慮製品・サービスの選択等の消費者の環境配慮行動に対して新たにポイントを発行するために必要となる企画・開発・調整等を行う事業であって、**申請対象者が一の都道府県内でポイント発行する事業**。

※補助事業期間（令和5年2月28日まで）中に一の都道府県内でポイントを発行する事業

# 対象事業の要件

補助金の交付の対象となる事業は、以下の要件をすべて満たすものとします。

- ア** 温室効果ガス排出量の2030年46%削減、2030年食品ロス半減、ワンウェイプラスチック25%排出抑制等の目標達成に資する環境保全効果を有すること。
- イ** 国民の脱炭素・循環型ライフスタイルへの転換に資する取組であること。
- ウ** 環境配慮製品・サービスの選択等の環境配慮行動に対するポイントの発行数、発行した対象の環境配慮行動、発行した場所及び発行先の人数等並びに二酸化炭素削減効果、食品ロス削減効果及びワンウェイプラスチック排出抑制効果等の環境保全効果に関する目標等を記載した事業計画書を提出すること。
- エ** 補助事業が完了した日からその年度末までの期間及び**その後の3年間の期間**について、環境配慮行動に対するポイントを継続して発行すること。

※上記の「エ」を実施しなかった場合は、原則として**補助金の返還**を行うものとします。

# 補助対象経費割合補助

## ① 全国規模事業

⇒ 補助率2分の1（上限は3億円）

## ② 地域規模事業

⇒ 補助率 3分の2（上限は1億円）

# 支払い期限について

補助対象経費は、**令和5年2月28日まで**に支払った経費で、かつ**協会が認めたもの**となります。

これ以降に支払われた場合は**補助対象外**となりますのでご注意ください。

# 審査ポイント

## ①事業の目的 ※【必須】要素はすべて満たす必要があります。

### 必須

1-1

**環境配慮行動を実践する個人**に対してポイントを発行すること

1-2

環境配慮行動に対して**新たにポイントを発行**すること（すでに環境配慮行動に対してポイントを発行している場合にはポイント発行の対象とする環境配慮行動やポイントを発行する地域、ポイントの付与率等が増えること）

### 加点

1-3

ライフスタイル転換へのインパクトの観点で、現状で実践している割合や地域が少ないなど、より実践の求められる環境配慮行動をポイント発行の対象とすること

1-4

様々な環境配慮行動をポイント発行の対象にし、ライフスタイルをより包括的に扱うこと（単一の環境配慮行動をポイント発行の対象にすることを妨げるものではない）

# 審査ポイント

## ②事業の効果 ※【必須】要素はすべて満たす必要があります。

必須	加点
<p>2-1</p> <p>ポイント発行の対象とする環境配慮行動が<b>実際に環境保全効果のあること</b></p> <p>2-2</p> <p>ポイント発行の対象とする環境配慮行動に伴って環境面で副次的に明らか<b>な負の影響が発生しない</b>、または、発生することが見込まれないこと。または、副次的に発生する負の影響を考慮して十分な対策が講じられていること。</p>	<p>2-5</p> <p>環境保全効果の絶対量、費用対効果が大きいこと</p> <p>2-6</p> <p>環境保全効果の追加性が見込まれること（現状と比較して追加的に環境保全効果が得られること）</p> <p>2-7</p> <p>実証実験的な手法により事業者自ら及び環境省による環境保全効果の追加性の把握・検証に資すること</p>



# 審査ポイント

## ②事業の効果 ※【必須】要素はすべて満たす必要があります。

必須	加点
<p>2-3</p> <p>一定の根拠や計算により環境保全効果を自ら<b>定量的</b>に示していること</p> <p>2-4</p> <p>ポイントを発行する地域や店舗等で、ポイント発行の対象とする環境配慮行動の現状のおよその実施率・実践度合を<b>定量的に把握</b>していること</p>	<p>2-8</p> <p>ポイント発行の対象者の属性等を把握し、環境省に報告することにより、事業者自ら及び環境省による詳細な効果の把握・検証に資すること</p> <p>2-9</p> <p>経済効果が見込まれること（ポイント発行の対象とする製品・サービス等の税込価格の合計金額）</p> <p>2-10</p> <p>業界内外への波及効果が見込まれること（他の事業者による取組が促されること）</p>

# 審査ポイント

## ②事業の効果 ※【必須】要素はすべて満たす必要があります。

必須	加点
	<p>2-11</p> <p>ポイント発行の対象とする環境配慮・サービスの選択等の環境配慮行動の実践の促進に資するよう効果的な広報等を実施すること（ポイントの発行やその対象とする環境配慮製品・サービスの選択等の環境配慮行動と関係のないものでないこと）</p>

# グリーンライフ・ポイント採択事業事例は専用WEBサイトに掲載

## 食とくらしのグリーンライフ・ポイント



食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業

● 消費者の環境にやさしい行動に対し、企業・自治体等が「ポイント」を発行する取組を支援します。  
※申請経路の詳細

● 消費者のライフスタイル転換に積極的に取り組んでいただける企業・自治体等を支援しながら、消費者が環境配慮に取り組むメリットを身近なところで実感できるような環境を醸成し、愉快なライフスタイルへの転換を加速します。

● 環境配慮ポイントの対象となる消費者の環境配慮行動（グリーンライフ）のイメージは、下記をご覧ください

● 令和4年6月27日（月）～ 同年内  
支援対象となる環境配慮ポイント発行に取り組む企業・自治体等を公募中です。  
（※ 予算額に達した場合等、予告なく早期に募集を終了することがあります。）  
→ [https://www.env.go.jp/press/press\\_00048.html](https://www.env.go.jp/press/press_00048.html)

説明動画  
準備中

ガイドライン  
2022年9月更新  
(PDF: 1.01MB)

グリーンライフ・ポイント事業による支援のポイント  
2022年9月16日 更新  
(PDF: 473KB)

採択事業者と取組紹介  
2022年10月20日 更新  
(PDF: 749KB)

専用WEBサイト内の  
「採択事業者と取組紹介」  
をご参照下さい

# ご相談・お問い合わせ先

## 【ご相談・お問い合わせ先】

環境省 地球環境局 脱炭素ライフスタイル推進室 室長：井上（雄） 担当：池本、酒井、西尾  
電話：0570-028-341 メール：YUSUKE\_INOUE@env.go.jp